スポーツ庁
JAPAN SPORTS AGENCY

令和6年度

地域スポーツクラブ活動体制整備事業

地域スポーツクラブ活動への移行に向けた実証事業

福岡県小郡市

自 治 体 名 ： 福岡県小郡市
担 当 課 名 ： 福岡県小郡市　教育部　学校教育課
電 話 番 号 ： 0942-73-9128

1.自治体の基本情報

スポーツ庁

基本情報

面積	45,51 ㎢
人口	59,493人
公立中学校数	5校
公立中学校生徒数	1650人
部活動数	86部活
市区町村の協議会・検討会議等の設置状況	小郡市部活動改革協議会設置済
市区町村の推進計画・ガイドライン等の策定状況	小郡市部活動の在り方の指針策定済

地域連携・地域移行における市区町村の現状・課題

小郡市には、宝城中学校・小郡中学校・大原中学校・三国中学校・立石中学校の5つの中学校がある。当市の常設している運動部活動は、男子軟式野球部、男子サッカー部、男女バスケットボール部、女子ソフトボール部、男女バレーボール、男女ソフトテニス部、男女卓球部、男女剣道部である。しかし、生徒数に学校間格差があり、設置されている部活動も学校により異なる。

また、昨今の少子化に伴い、集団スポーツにおいて単独校ではチーム編成ができず、合同チームとして中体連大会に出場している競技が複数ある。

とくに女子ソフトボール部においては、 下記のように極端に部員数が少ない状況にある。

・立石中　部員３名（１年：２名、２年：１名）
・大原中　部員１名（１年：０名、２年：１名）
・小郡中　部員３名（１年：２名、２年：１名）
・三国中　部員７名（１年：４名、２年：３名）
・宝城中　設置なし

【令和6年9月現在】

このような状況を鑑み、改革推進期間である３年間で部活動地域移行を見据え、学校が活動時間等の見直しや地域への移行を段階的に進めることで、小郡市の教育環境に合った「持続可能な部活動」の在り方をめざしている。また、同時に教職員の働き方改革の推進も目標としている。

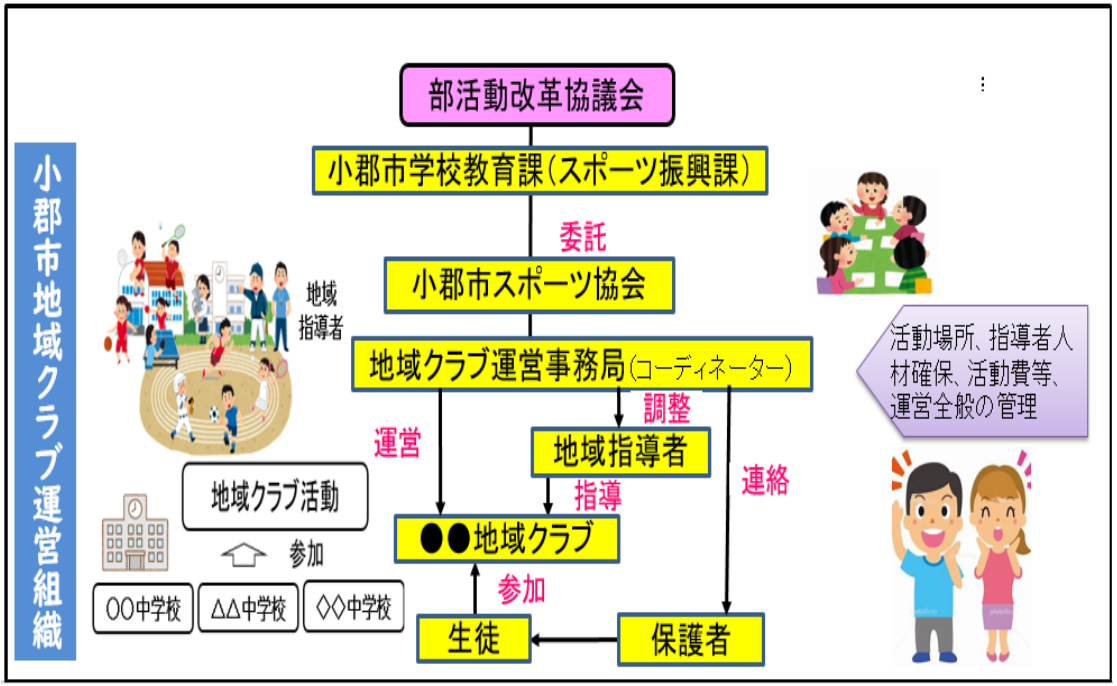
長年にわたって部活動は、学校教育の一環で運営するものという考えが生徒、保護者、地域に根付いている。今後、地域移行に当たり部活動が教育課程外のものであることを関係者が認識することが必要であり、同時に地域移行推進にあたって学校の教職員以外の地域内の指導者の掘り起こし、運営予算等の確保も同時に進めていかなければならない。

2.実証内容と成果

スポーツ庁

運営体制・役割

●運営体制図（市区町村における推進体制図）



●行政組織内での役割分担

◉教育委員会
・学校教育課…部活動改革の主幹、学校との調整・連携　等
・スポーツ振興課…中学生の地域スポーツ活動の環境整備

◉首長部局
・スポーツ協会…事務局の業務委託

年間の事業スケジュール

【令和６年】
○１月２４日（水）　第１回臨時ソフトボール専門委員会
○２月７日（水）　第２回臨時ソフトボール専門委員会
○２月中に校長及各学校へ地域移行アンケートと合わせて、地域スポーツクラブ移行の見通しを周知
○３月　福岡県実証事業申請
○３月１５日（金）　中体連理事会で周知
○３月１９日（火）　第３回臨時ソフトボール専門委員会
○３月２２日（金）　各学校においてソフトボール地域移行について周知
○３月２５日（月）　ソフトボール部の現１年生保護者会
○３月２５日（月）～４月上旬　各学校における現１年生徒への対応
○４月上旬　新入生徒への対応
・各学校の部活動紹介で各校中体連理事から、全校生徒へ説明
○４月５日（金）　市郡中体連理事会
・中体連理事への説明（これまでの経過と令和６・７年度の見通し）
○４月１５日（月）　小郡市スポーツ協会との打ち合わせ１回目　・事務局以来
○４月２４日（水）　教育委員会実証事業説明
○４月３０日（月）　小郡市スポーツ協会との打ち合わせ２回目　・事務局以来
○５月７日（火）　第４回臨時ソフトボール専門委員会（新体制）
ソフトボール地域スポーツクラブ開設の準備
・指導者確保（運営方法、役割分担協議）　・保護者説明（運営方法、月会費など）
・参加者確認（入会届、保険加入）　・事務局設置
○５月２９日（水）　ブロック中体連専門委員会
・専門部への説明（これまでの経過と令和６・７年度の見通し）
○６月２６日（水）　学校教育推進会議　・部活動地域移行説明
○７月３０日（火）　第５回臨時ソフトボール専門委員会　・今後の合同チームについて協議
○８月９日（金）　合同練習会（立石、大刀洗、小郡、大原）
○８月２２日（木）　合同練習会（立石、大刀洗、小郡、大原）
○８月２２日（木）　大刀洗中学校保護者会
○８月３１日（土）　合同練習会（立石、大刀洗、小郡、大原、三国）
・生徒入会申込書、指導者登録証　配布
○９月１５日（日）　合同練習会（立石、大刀洗、小郡、大原、三国）
○１０月より地域移行ソフトボールモデル事業開始
○１１月１３日（水）　長崎県長与町視察
○１１月２５日（月）　第６回臨時ソフトボール専門委員会
【令和７年】
○１月７日（火）　校長説明　・新入生説明会について
○新入生説明会　立石‥1/24大原‥1/15小郡‥2/13宝城‥1/22三国‥1/24
○１月２１日（火）　第４回小郡市部活動改革協議会
・実証事業等報告　・長与町視察報告　・今後の見通し
○１月２８日（火）　定例教育委員会　・今後の方向性の説明
○２月７日（金）　大刀洗教育委員会との打ち合わせ　・予算の確保　等
○２月１８日（火）　総合育会議　・今後の方向性の説明
○３月１４日（金）　中体連理事専門委員会　・令和７年度の見通し
○３月２８日（金）　第１回兼職兼業希望者講習会

2.実証内容と成果

スポーツ庁

地域スポーツクラブ活動の運営実績

①全体に関すること

中学校数	４校（市内5校中 1校はソフト部設置なし）	実施した地域クラブ総数	１クラブ
ケース別クラブ数	A：部活動を地域移行した形のクラブ数（及び移行された部活動数）		１クラブ（１部活）
	B：部活動を移行する形態ではない地域クラブ（新たな種目のクラブを新規に創設するケース等）		０ クラブ
全体の指導者数	７ 人	全体の運営スタッフ数	８人

②各クラブに関すること

クラブ名	運営団体種別	種目	実施回数	実施時間帯	参加者（学年別）	実施期間	活動場所	指導者数	運営スタッフ数（他クラブと兼務）	会費	大会参加方法
小郡地域スポーツクラブ	地域スポーツクラブ	ソフトボール（新）	月４回	午前８時～１２時	１年生：１１名 ２年生：１１名	令和６年１０月～令和７年３月	小郡市立立石中学校	７ 人	８ 人	なし	中体連：部活動 その他：地域クラブ

③その他、体験会やイベント等の開催実績

・保護者との合同研修会、交流会



【栄養教諭によるスポーツ食育講習会】



ご案内　R6. 12. 7

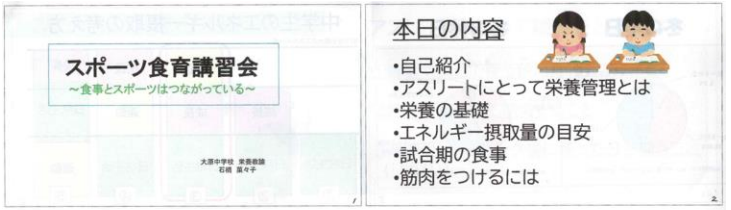
文責：大原中ソフトボール部顧問 二田

野球・ソフトボール合同講習会

日頃より、部活動へのご理解とご協力ありがとうございます。
この度、野球とソフトボールの合同講習会を行うこととなりました。
午前の部は「スポーツ食育講習会」です。
スポーツと栄養に関する理解を深め、試合でより良いパフォーマンスを引き出すため適切な食事管理がどれほど重要かを、講師の先生を招いて学ぶ機会にしたいと思っています。
午後の部は「親子ノック」です。
保護者から子どもへノックを打ってもらい、ノックを通して、親子の触れ合いの時間にしたいと思っています。

【開催日時】
1月11日（土）　午前の部 10:00 ～ 11:30
（大原中学校 3階会議室）
午後の部 13:00 ～ 15:30
（大原中学校 グラウンド）

【持ち物】
いつもの部活の用意、昼食、筆記用具、ノート





2.実証内容と成果

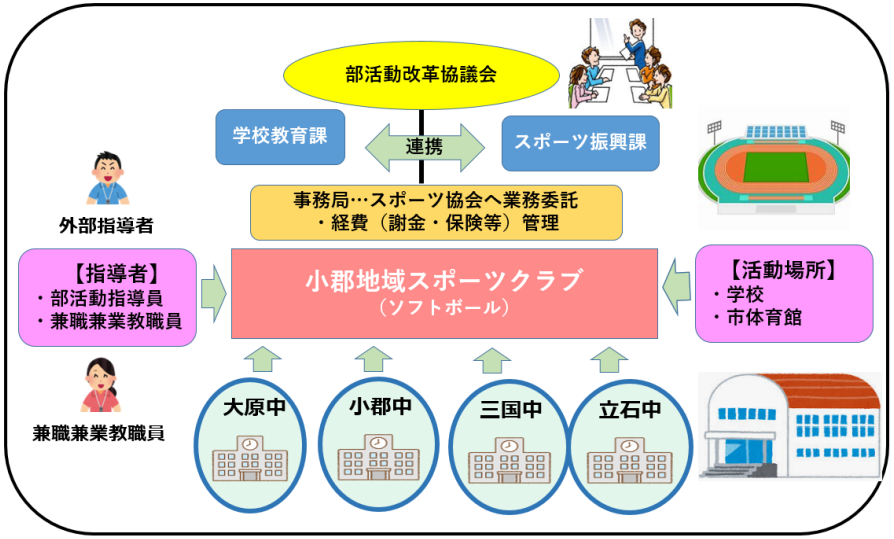
スポーツ庁

主な取組例

●小郡市地域スポーツクラブ　活動概要

地域クラブ活動で実施した種目	ソフトボール
運営団体名	小郡地域スポーツクラブ
期間と日数	ソフトボール：令和６年１０月～令和７年３月 月４回程度
指導者の主な属性	中学校兼職兼業教職員、部活動指導員
活動場所	小郡市立立石中学校
主な移動手段	自転車、保護者送迎
１人あたりの参加会費等（年額）	なし
１人あたりの保険料	スポーツ安全保険 生徒１人あたり：800円/年 指導者１人あたり：1,850円/年

●運営体制図（地域クラブ活動を実施する際の運営体制図）



●指導者や運営スタッフなどの役割分担等

●統括責任者（コーディネーター）

役割：活動における管理者として、学校、保護者との連携・調整を行う。

●主任指導者　１名

役割：活動における主任者として、生徒への指導を行う。

●運営補助者　６名

役割：活動において、主任指導者の補助として指導を行う。

2.実証内容と成果

ア：関係者との連絡調整・指導助言等の体制や運営団体・実施主体の整備
イ：指導者の質の保障・量の確保
ウ：関係団体・分野との連携強化
エ：面的・広域的な取組
オ：内容の充実
カ：参加費用負担の支援等
キ：学校施設の活用等
ク：その他の取組

スポーツ庁

取組内容

●取組項目名　ア：関係者との連絡調整・指導助言等の体制や運営団体・実施主体の整備



取組事項

○広域的な活動を行う統括コーディネーターを１名配置し、関係団体・市区・学校・保護者との連絡調整・指導助言等を行った。
○運営団体・実施主体の運営体制の整備や人材の確保など、持続可能な運営ができる組織体制の整備を行った。
○参加者管理、参加者・指導者への連絡、会場の確保・調整を行った。

取組の成果

小郡市では、令和６年度１０月よりソフトボール部を地域クラブへ移行して活動している。
令和７年度からは、中体連大会へも地域クラブ（小郡レインボーズ）として参加する予定である。

《生徒・教職員の様相》
生徒……新しい仲間との出会いもあり、楽しいと言っている。人数が増えてチーム練習や練習試合が可能となり活動も充実している。
教職員…生徒が集まり人数が増えたおかげで、やりがいを持って指導にあたっている。複数の指導者がいるため分担した効率的な指導も可能になった。また、家庭の事情や専門的な指導ができず困っている教職員は、他校の先生に指導を任せることができ負担軽減にも繋がっている。

（成果）
○　同じ学校の生徒だけでなく、他校の生徒との交流ができる。
○　生徒は、専門的な知識や技術をもつ指導者の指導を受けることができる。
○　部員が足りないことで存続ができなくなりそうな活動も継続させることができる。
○　教職員が自分の意志で指導に関わることを選択できる。



コーディネーターの具体的な動きの実績

【統括コーディネーター】
・各学校を巡回し課題等のヒアリング・助言等を実施
・協議会・保護者会の調整等を実施し、関係団体との連携に努めた
・学校、参加者、指導者への連絡・調整を実施

今後の課題と対応方針

●今後、地域スポーツクラブ数が増えるにあたり、参加者管理、会費徴収、参加者・指導者への連絡、会場の確保・調整等様々な課題に対応するためにも、複数体制による事務局の設置が急務である。
●子どもの参加体制、指導者の指導体制の整備。運営資金の確保等が必要である。

2.実証内容と成果

ア：関係者との連絡調整・指導助言等の体制や運営団体・実施主体の整備
イ：指導者の質の保障・量の確保
ウ：関係団体・分野との連携強化
エ：面的・広域的な取組
オ：内容の充実
カ：参加費用負担の支援等
キ：学校施設の活用等
ク：その他の取組

スポーツ庁

取組内容

●取組項目名　イ：指導者の質の保障・量の確保　／　ウ：関係団体・分野との連携強化

取組事項（イ）

年度当初は、スポーツ協会等の支援のもと、人材バンクの作成を考えていた。

取組の成果（イ）

令和６年度は、ソフトボールをモデルとして地域移行を進めてきた。ソフトボールに関しては、兼職兼業を希望する教職員が５名、部活動指導員が２名いたため指導者には困らなかった。

本年度は、ソフトボールの取組で手一杯となり、全体の人材バンク作成には至らなかった。令和７年度中に、兼職兼業を含めた地域の指導者を募集・招集し人材バンクを作成し、令和8年度に向けた指導体制を整える。

取組事項（ウ）

①小郡市スポーツ協会に事務局として　業務委託した。
②小郡市スポーツ振興課と連携し、地域移行の取組を推進しようとした。

取組の成果（ウ）

①小郡市スポーツ協会に保険加入や　指導者謝金支払等の業務をお願いした。しかし、その他の運営全般についての対応は難しかった。
②小郡市スポーツ振興課とは、業務の役割分担等を明確にしていなかったために、うまく連携ができなかった。

今後の課題と対応方針

①専任の事務局員の配置や必要な事務機器等（パソコン、ソフト等）の配備が必要である。
今後は、小郡市からスポーツ協会に必要な物的・人的支援をお願いする。

②小郡市スポーツ振興課とは、互いの役割分担を明確にするとともに、各スポーツ協会とのパイプ役をお願いし、指導者人材等の確保に努める。

2.実証内容と成果

ア：関係者との連絡調整・指導助言等の体制や運営団体・実施主体の整備
イ：指導者の質の保障・量の確保
ウ：関係団体・分野との連携強化
エ：面的・広域的な取組
オ：内容の充実
カ：参加費用負担の支援等
キ：学校施設の活用等
ク：その他の取組

スポーツ庁

取組内容

●取組項目名　キ：学校施設の活用等

取組事項

○今後、保護者等に負担が見込まれる受益者負担を低廉な額とすることや、生徒の安全を確保するため、学校体育施設を中心に活動できるように検討を進めた。
○立石中学校を運営主体とし、施設の利用について調整を行った。

取組の成果

○ソフトボールの拠点校とした立石中学校は、他校が集まりやすい中間的な立地にある。また、小規模校であるため、グラウンドを使用しているのは野球部とソフトボール部だけである。野球部は他校と合同チームとして活動しており、活動の拠点を他校（大原中学校）においている。よって、ほぼ自由にグラウンドを使用することができることもあり拠点校としては最適であった。
令和６年１０月から地域スポーツクラブとして活動を開始し、令和６年度は合計２２回程度の活動が実施できた。

今後の課題と対応方針

○立石中学校のソフトボール部顧問は兼職兼行を希望していないため、石灰倉庫や用具保管室（部室）等の鍵の管理が難しかった。今後は、スマートロックやキーボックス等の設置を検討している。

○今後、部活動の地域移行推進に伴い、地域クラブ活動の拠点となる学校体育施設を利用しやすい環境を整えるため、学校体育施設の利用調整に係る業務を運営主体に委託する方向で進める。

2.実証内容と成果①

スポーツ庁

総括・成果の評価・今後に向けて

●総括

令和６年度は、ソフトボールをモデルとした地域移行を推進してきた。参加生徒及び保護者、指導者からは一定の評価をもらっている。ただし、その取組を他の競技に広げることかができなかった。

令和７年度は、年度途中からでも地域移行できる部活動から移行を進める。地域移行が難しい部活動においても、令和８年度からの完全移行に向けて複数校による新しい合同部活動の活動体制づくりを奨励する。

※新しい合同部活動
地域スポーツクラブ活動の実施に至るまでの合意形成プロセス　参照

●次年度に向けて

令和７年度　部活動地域移行スケジュール

令和７年２月

令和７年 ３月	①１月～２月　各中学校職員会議、新入生説明会 ・令和７～８年度の取組の方向性説明 ②３月　学校教育課・スポーツ振興課・スポーツ協会協議会① ・事務局体制づくり　等 ・指導者人材バンクづくり（兼職兼業、部活動指導員）～ ③３月　中体連理事会① ・令和７～８年度の取組の方向性説明 ④３月　兼職兼業を希望する教職員、部活動指導員等研修会① ・各部活動（専門部）ごとに、今後の運営体制検討 ・令和７～８年度の取組の方向性説明
４月	⑤４月　始業式（生徒）、ＰＴＡ総会（保護者） ・令和７～８年度の取組の方向性説明 ⑥４月　ソフトボール地域クラブ（レインボーズ）活動開始
５月	⑦　各部活動ヒアリング①（剣道・野球） ・現状把握と取組の方向性協議
６月	⑧中体連理事専門委員長会① ・令和７～８年度の取組の方向性説明 ⑨学校教育課・スポーツ振興課・スポーツ協会協議会② ・事務局体制づくり　等
７月	⑩各部活動ヒアリング②（バレーボール・バスケットボール・卓球） ・現状把握と取組の方向性協議 ⑪兼職兼業を希望する教職員、部活動指導員等研修会② ・各部活動（専門部）ごとに、今後の運営体制検討
８月	⑫中体連理事専門委員長会② ・令和７年度の特組進捗状況確認、令和８年度取組の確認（地域クラブ運営体制） ⑬学校教育課・スポーツ振興課・スポーツ協会協議会③ ・事務局体制づくり　等
９月	⑭各部活動ヒアリング③（サッカー・テニス・吹奏楽） ・現状把握と取組の方向性協議
１０月	⑮学校教育課・スポーツ振興課・スポーツ協会協議会④ ・事務局体制づくり　等 ⑯兼職兼業を希望する教職員、部活動指導員等研修会③ ・各部活動（専門部）ごとに、今後の運営体制検討
１１月	⑰中体連理事会② ・令和７年度取組の進捗状況確認、令和８年度取組の方向性確認（地域クラブ運営体制）
１２月	⑱学校教育課・スポーツ振興課・スポーツ協会協議会⑤ ・事務局体制づくり　等
令和７年 １月	⑲兼職兼業を希望する教職員、部活動指導員等研修会④ ・各部活動（専門部）ごとに、令和８年度運営体制確認
２月	⑳学校教育課・スポーツ振興課・スポーツ協会協議会⑥ ・事務局体制確認 ・指導者人材バンク確認（兼職兼業、部活動指導員）
３月	㉑中体連理事専門委員長会③ ・令和８年度の取組の確認（地域クラブ運営体制）

※随時…各部活動（専門部）ごとの打ち合わせ

2.実証内容と成果③

スポーツ庁

アンケート結果・広報資料

（１）令和５年度結果【表１】

① アンケート調査の目的

小郡市内の教職員及び保護者・生徒の部活動運営体制に関する考えを知るため。

② アンケートの内容・結果〈※資料は教職員用の一部　回答率88.2%〉

「部活動に関わることでの負担感」について、運動部77%・文化部84%の教職員が負担感を感じている。また、「部活動指導員や外部指導者へ部活動を依頼することについての意向」については、運動部46%・文化部72%が外部に依頼したいと考えている。

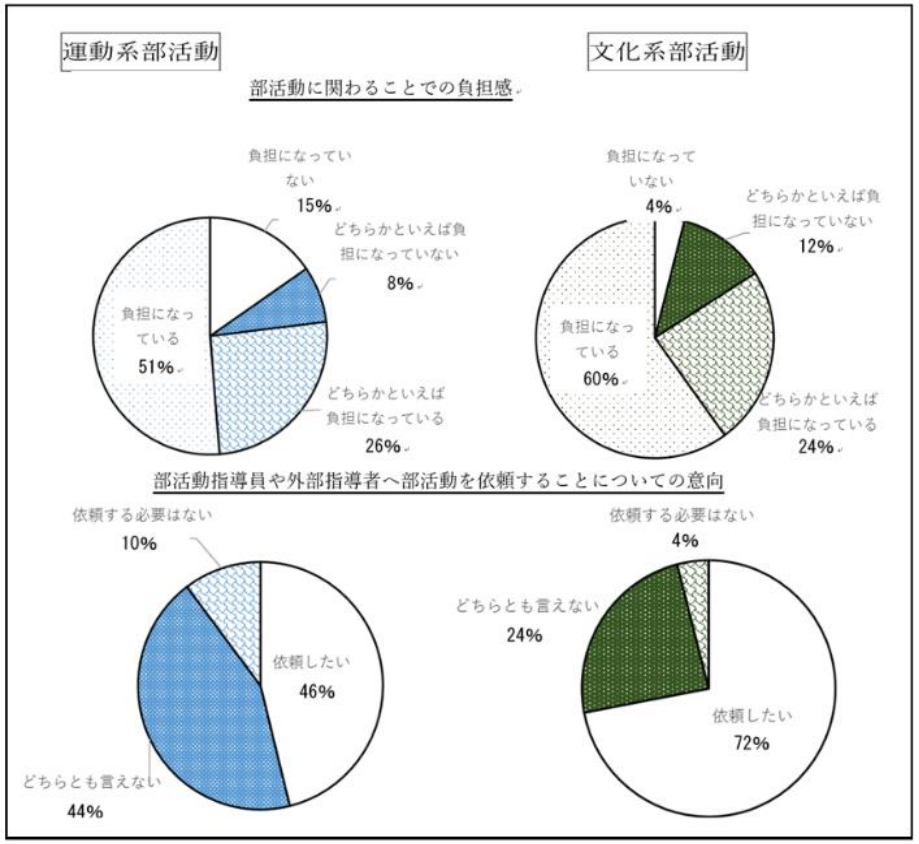
その理由は以下の通りである。

（負担になっている理由）

・勤務時間外の活動である。
・ルールや練習方法、戦術等の学習が不可欠である。
・活動経験や指導経験がなく、生徒の期待に応えられない。

（依頼したい理由）

・生徒のためにも専門的に指導できる人へお願いしたい。
・本来の業務である教材研究や学級生徒との関わりを優先したい。



【表１　教職員アンケートR5.9,13~10.2】

2.実証内容と成果③

スポーツ庁

アンケート結果・広報資料

（２）令和６年度結果【表２】

① アンケート調査の目的

地域移行をソフトボール部以外の部活動に広めるための情報収集。各学校及び顧問の現状を知るため。

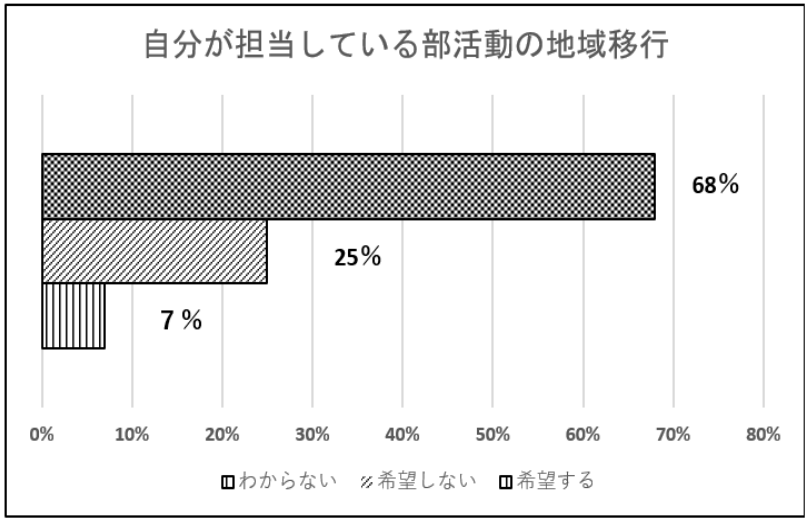
② アンケートの内容・結果〈回答者99名〉

《質問内容》
ア）所属する学校・氏名
イ）顧問をしている部活動
ウ）地域移行を希望する・希望しない理由
エ）校内で次年度部活動地域移行に取り組んだ方が良いと思われる部活動はあるか。

68%の教職員が地域移行を希望すると回答している。

（希望する理由）
・指導技術がない　・部員の確保が困難　・家庭の事情等で対応できない
・休養、プライベートの時間がほしい　・教師の業務でない
・地域クラブの指導者として活動したい（※兼職兼業による指導を希望する教職員）

（希望しない理由）
・合同チームでできるから　・学校教育の一環として必要
・地域の指導者との連携が難しい　・自分で指導したい、やりがいがある
・楽器等の保管が難しい（吹奏楽顧問）　・金銭面での負担がある

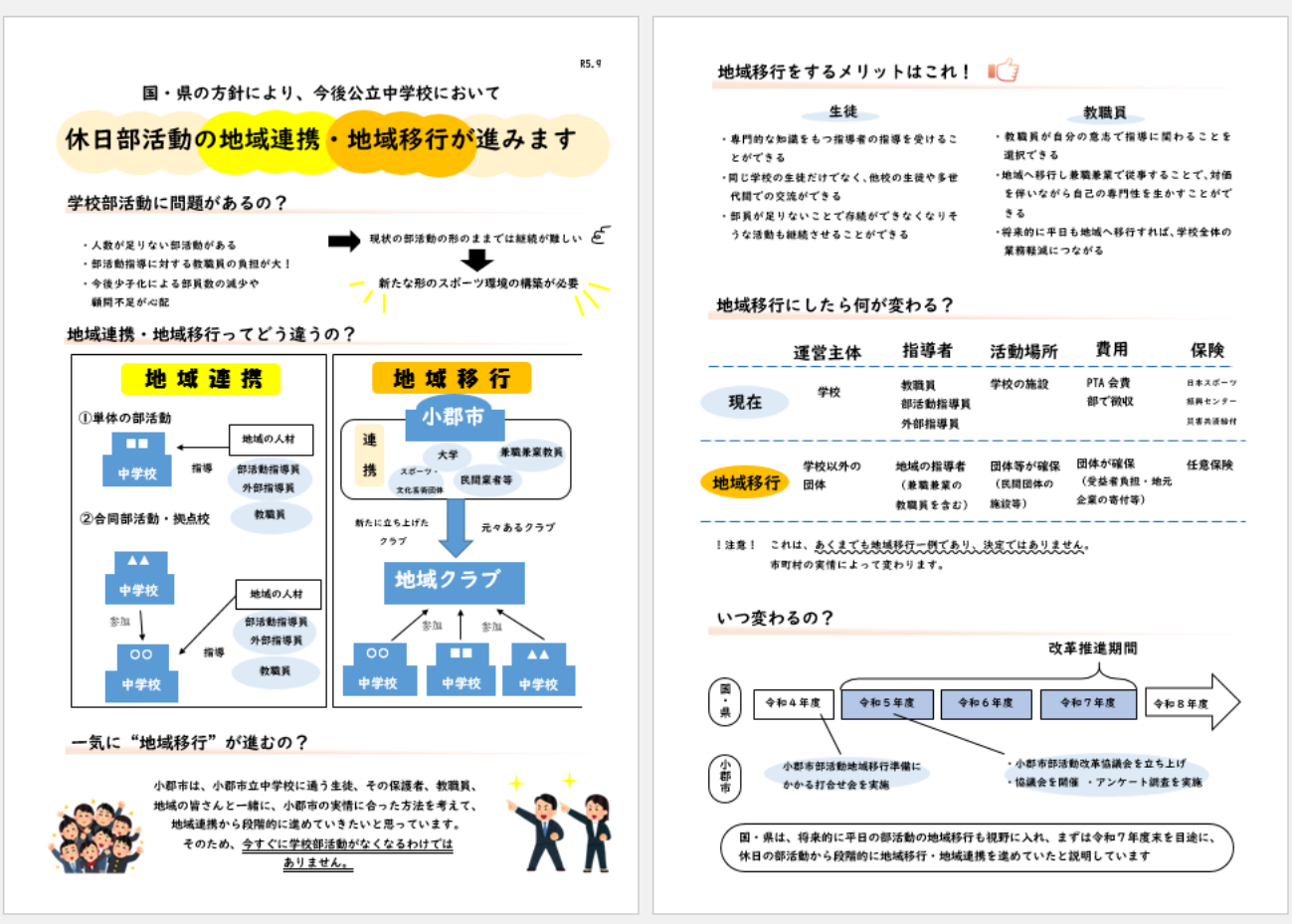


【表２　教職員アンケートR6.10,25~11.26】

2.実証内容と成果③

スポーツ庁

アンケート結果・広報資料



R5.9

国・県の方針により、今後公立中学校において

休日部活動の地域連携・地域移行が進みます

学校部活動に問題があるの？

・人数が足りない部活動がある
・部活動指導に対する教職員の負担が大！
・今後少子化による部員数の減少や顧問不足が心配

→ 現状の部活動の形のままでは継続が難しい

新たな形のスポーツ環境の構築が必要

地域連携・地域移行ってどう違うの？

地域連携

①単体の部活動

中学校 ← 指導 ← 地域の人材（部活動指導員、外部指導員、教職員）

②合同部活動・拠点校

中学校、中学校 ← 参加 ← 地域の人材（部活動指導員、外部指導員、教職員）

地域移行

小郡市

連携：大学、兼職兼業教員、スポーツ・文化芸術団体、民間業者等

新たに立ち上げたクラブ

元々あるクラブ

地域クラブ ← 参加 ← 中学校、中学校、中学校

一気に“地域移行”が進むの？

小郡市は、小郡市立中学校に通う生徒、その保護者、教職員、地域の皆さんと一緒に、小郡市の実情に合った方法を考えて、地域連携から段階的に進めていきたいと思っています。
そのため、今すぐに学校部活動がなくなるわけではありません。

地域移行をするメリットはこれ！

生徒

・専門的な知識をもつ指導者の指導を受けることができる
・同じ学校の生徒だけでなく、他校の生徒や多世代間での交流ができる
・部員が足りないことで存続ができなくなりそうな活動も継続させることができる

教職員

・教職員が自分の意志で指導に関わることを選択できる
・地域へ移行し兼職兼業で従事することで、対価を得いながら自己の専門性を生かすことができる
・将来的に平日も地域へ移行すれば、学校全体の業務軽減につながる

地域移行にしたら何が変わる？

	運営主体	指導者	活動場所	費用	保険
現在	学校	教職員 部活動指導員 外部指導員	学校の施設	PTA 会費 部で徴収	日本スポーツ振興センター 災害共済給付
地域移行	学校以外の団体	地域の指導者（兼職兼業の教職員を含む）	団体等が確保（民間団体の施設等）	団体が確保（受益者負担・地元企業の寄付等）	任意保険

！注意！ これは、あくまでも地域移行一例であり、決定ではありません。
市町村の実情によって変わります。

いつ変わるの？

改革推進期間

国・県：令和４年度 → 令和５年度 → 令和６年度 → 令和７年度 → 令和８年度

小郡市：小郡市部活動地域移行準備にかかる打合せ会を実施 → ・小郡市部活動改革協議会を立ち上げ ・協議会を開催 ・アンケート調査を実施

国・県は、将来的に平日の部活動の地域移行も視野に入れ、まずは令和７年度末を目途に、休日の部活動から段階的に地域移行・地域連携を進めていたと説明しています

【地域移行についての説明　リーフレット】

2.実証内容と成果③

スポーツ庁

アンケート結果・広報資料

休日の部活動地域移行について

生徒・保護者用

国や県では、令和８年度より休日の部活動を地域へ移行する方針です。
小郡市としても、この動きに対応できるように準備を進めています。

R４ R５ R６ R７ R８

改革推進期間

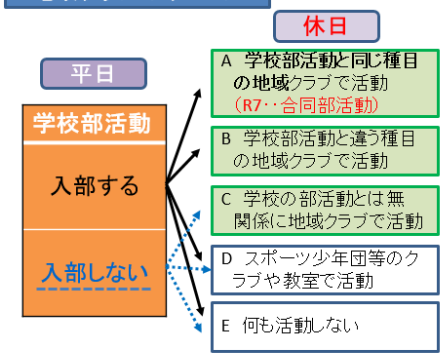


令和４年度…小郡市部活動地域移行準備に係る打ち合わせ会
令和５年度…小郡市部活動改革協議会開設、アンケート調査実施
令和６年度…モデル的試行（ソフトボール）
令和７年度…ソフトボール地域クラブ開始、他競技への拡大
※各学校からソフトボール部の活動がなくなるわけではない
令和８年度…休日の部活動地域移行
※指導者：兼職兼業教職員または部活動指導員、外部指導者
※中体連大会：地域クラブ、合同チーム、学校単独チームいずれの形でも参加可能
※参加者：学校に希望する部活動がない場合でも、休日のみ地域クラブとして活動可能

令和7年度　地域移行を進めるとともに新しい合同部活動での活動を奨励します。

- 活動‥休日は可能な限り複数校合同で活動。地域移行できる競技は、年度途中からでも地域クラブとして活動。
- 中体連大会‥これまで通り学校部活動として参加。（地域移行したソフトボールを除く）
- 指導者‥各学校顧問（専門性が高い顧問中心に展開、交代制等）、地域の指導者。
- 活動場所‥学校施設等。（合同部活動実施校間で調整）
- 移動手段‥自転車、保護者送迎、各自の判断。

地域クラブのイメージ



生徒・保護者用

Q)「地域クラブ」とは？
「地域クラブ」とは、学校外の地域の人（一部教師の兼職兼業）が中心となって行う新しい形のクラブ活動であり、中学校で行われている学校部活動とは別に、生徒がスポーツ・文化芸術活動に継続して親しむことができる機会を提供するものです。地域クラブへの参加は任意であり、学校の部活動とは違う種目のクラブで活動することもできます。

Q)「地域クラブ」に移行すると、何が変わる？
1. 個人のニーズに合わせた活動を選択できます。
2. 複数の学校の生徒が一緒に活動できます。
3. 指導者が地域の方々（一部教職員の兼職兼業）になります。
4. 活動場所は通っている学校とは限りません。
5. 活動費が必要になりますが、負担については今後検討してお知らせします。
6. 学校管理外での活動となるため、新たな保険に入る必要があります。

Q)新しい合同部活動制とは？
1. 指導は、専門性が高い教職員や外部の指導者が中心となり行います。
2. 所属する学校に希望する部活動がなくても参加できます。



地域クラブ移行スケジュール

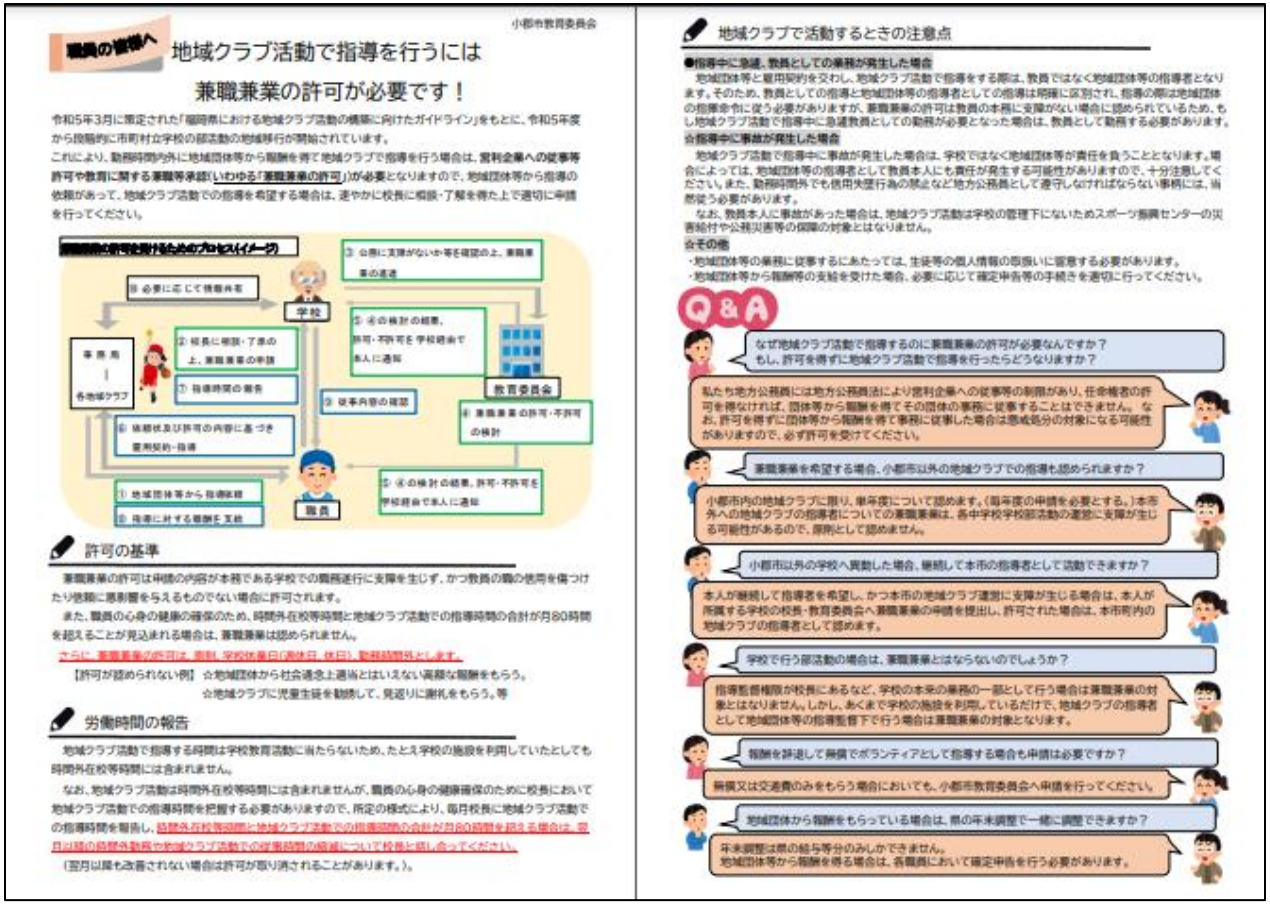
		令和6年度		令和7年度				令和8年度
		4月～9月	10月～3月	4月～6月	7月～9月	10月～12月	1月～3月	4月～
学校部活動	平日	通常の部活動を実施（平日２日は休養日）						
	休日	通常の部活動を実施		新しい合同部活動制を展開				全部活動地域移行を開始
地域クラブ	休日	ソフトボール地域移行の検討	ソフトボール地域移行を開始	可能な部活動から地域移行を開始				

【令和７・８年度の方向性説明　生徒・保護者配布リーフレット】

2.実証内容と成果③

スポーツ庁

アンケート結果・広報資料



小都市教育委員会

職員の皆様へ 地域クラブ活動で指導を行うには

兼職兼業の許可が必要です！

令和5年3月に策定された「福岡県における地域クラブ活動の構築に向けたガイドライン」をもとに、令和5年度から段階的に市町村立学校の部活動の地域移行が開始されています。

これにより、勤務時間内外に地域団体等から報酬を得て地域クラブで指導を行う場合は、営利企業への従事等許可や教育に関する兼職等承認（いわゆる「兼職兼業の許可」）が必要となりますので、地域団体等から指導の依頼があって、地域クラブ活動での指導を希望する場合は、速やかに校長に相談・了解を得た上で適切に申請を行ってください。

許可の基準

兼職兼業の許可は申請の内容が本務である学校での職務遂行に支障を生じず、かつ教員の職の信用を傷つけたり信頼に悪影響を与えるものでない場合に許可されます。

また、職員の心身の健康の確保のため、時間外在校等時間と地域クラブ活動での指導時間の合計が月80時間を超えることが見込まれる場合は、兼職兼業は認められません。

さらに、兼職兼業の許可は、原則、学校休業日（週休日、休日）、勤務時間外とします。

【許可が認められない例】 ☆地域団体から社会通念上適当とはいえない高額な報酬をもらう。

☆地域クラブに児童生徒を勧誘して、見返りに謝礼をもらう。等

労働時間の報告

地域クラブ活動で指導する時間は学校教育活動に当たらないため、たとえ学校の施設を利用していたとしても時間外在校等時間には含まれません。

なお、地域クラブ活動は時間外在校等時間には含まれませんが、職員の心身の健康確保のために校長において地域クラブ活動での指導時間を把握する必要がありますので、所定の様式により、毎月校長に地域クラブ活動での指導時間を報告し、時間外在校等時間と地域クラブ活動での指導時間の合計が月80時間を超える場合は、翌月以降の時間外勤務や地域クラブ活動での従事時間の縮減について校長と話し合ってください。

（翌月以降も改善されない場合は許可が取り消されることがあります。）。

地域クラブで活動するときの注意点

●指導中に急遽、教員としての業務が発生した場合

地域団体等と雇用契約を交わし、地域クラブ活動で指導をする際は、教員ではなく地域団体等の指導者となります。そのため、教員としての指導と地域団体等の指導者としての指導は明確に区別され、指導の際は地域団体の指揮命令に従う必要がありますが、兼職兼業の許可は教員の本務に支障がない場合に認められているため、もし地域クラブ活動で指導中に急遽教員としての勤務が必要となった場合は、教員として勤務する必要があります。

☆指導中に事故が発生した場合

地域クラブ活動で指導中に事故が発生した場合は、学校ではなく地域団体等が責任を負うこととなります。場合によっては、地域団体等の指導者として教員本人にも責任が発生する可能性がありますので、十分注意してください。また、勤務時間外でも信用失墜行為の禁止など地方公務員として遵守しなければならない事柄には、当然従う必要があります。

なお、教員本人に事故があった場合は、地域クラブ活動は学校の管理下にないためスポーツ振興センターの災害給付や公務災害等の保障の対象とはなりません。

☆その他

・地域団体等の業務に従事するにあたっては、生徒等の個人情報の取扱いに留意する必要があります。

・地域団体等から報酬等の支給を受けた場合、必要に応じて確定申告等の手続きを適切に行ってください。

Q&A

なぜ地域クラブ活動で指導するのに兼職兼業の許可が必要なんですか？もし、許可を得ずに地域クラブ活動で指導を行ったらどうなりますか？

私たち地方公務員には地方公務員法により営利企業への従事等の制限があり、任命権者の許可を得なければ、団体等から報酬を得てその団体の事務に従事することはできません。なお、許可を得ずに団体等から報酬を得て事務に従事した場合は懲戒処分の対象になる可能性がありますので、必ず許可を受けてください。

兼職兼業を希望する場合、小都市以外の地域クラブでの指導も認められますか？

小都市内の地域クラブに限り、単年度について認めます。（毎年度の申請を必要とする。）本市外の地域クラブの指導者についての兼職兼業は、各中学校学校部活動の運営に支障が生じる可能性があるので、原則として認めません。

小都市以外の学校へ異動した場合、継続して本市の指導者として活動できますか？

本人が継続して指導者を希望し、かつ本市の地域クラブ運営に支障が生じる場合は、本人が所属する学校の校長・教育委員会へ兼職兼業の申請を提出し、許可された場合は、本市所内の地域クラブの指導者として認めます。

学校で行う部活動の場合は、兼職兼業とはならないのでしょうか？

指導監督権限が校長にあるなど、学校の本来の業務の一部として行う場合は兼職兼業の対象とはなりません。しかし、あくまで学校の施設を利用しているだけで、地域クラブの指導者として地域団体等の指導監督下で行う場合は兼職兼業の対象となります。

報酬を辞退して無償でボランティアとして指導する場合も申請は必要ですか？

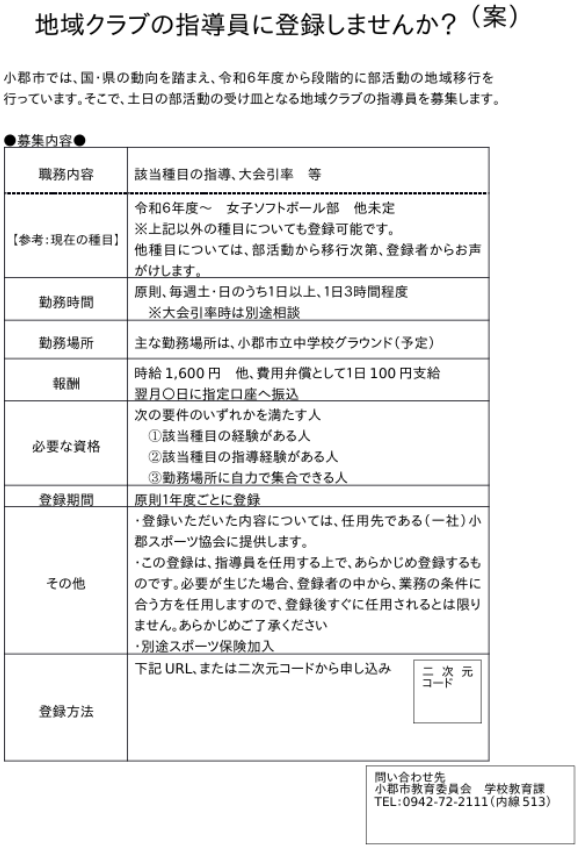
無償又は交通費のみをもらう場合においても、小都市教育委員会へ申請を行ってください。

地域団体から報酬をもらっている場合は、県の年末調整で一緒に調整できますか？

年末調整は県の給与等分のみしかできません。地域団体等から報酬を得る場合は、各職員において確定申告を行う必要があります。

【兼職兼業説明　リーフレット】

文部科学省「公立学校の教師等が地域クラブ活動に従事する場合の兼職兼業ついて（手引き）」参考



地域クラブの指導員に登録しませんか？（案）

小都市では、国・県の動向を踏まえ、令和6年度から段階的に部活動の地域移行を行っています。そこで、土日の部活動の受け皿となる地域クラブの指導員を募集します。

●募集内容●

職務内容	該当種目の指導、大会引率　等
【参考：現在の種目】	令和6年度～　女子ソフトボール部　他未定 ※上記以外の種目についても登録可能です。 他種目については、部活動から移行次第、登録者からお声がけします。
勤務時間	原則、毎週土・日のうち1日以上、1日3時間程度 ※大会引率時は別途相談
勤務場所	主な勤務場所は、小都市立中学校グラウンド（予定）
報酬	時給 1,600 円　他、費用弁償として1日 100 円支給 翌月〇日に指定口座へ振込
必要な資格	次の要件のいずれかを満たす人 ①該当種目の経験がある人 ②該当種目の指導経験がある人 ③勤務場所に自力で集合できる人
登録期間	原則1年度ごとに登録
その他	・登録いただいた内容については、任用先である（一社）小都スポーツ協会に提供します。 ・この登録は、指導員を任用する上で、あらかじめ登録するものです。必要が生じた場合、登録者の中から、業務の条件に合う方を任用しますので、登録後すぐに任用されるとは限りません。あらかじめご了承ください ・別途スポーツ保険加入
登録方法	下記 URL、または二次元コードから申し込み　二次元コード

問い合わせ先
小都市教育委員会　学校教育課
TEL:0942-72-2111（内線 513）

【地域指導者募集　チラシ】

2.実証内容と成果④

スポーツ庁

参考資料（活動写真）



【実証事業　ソフトボール活動の様子】



【実証事業　ソフトボール指導の様子】



【実証事業　スポーツ食育講習会】

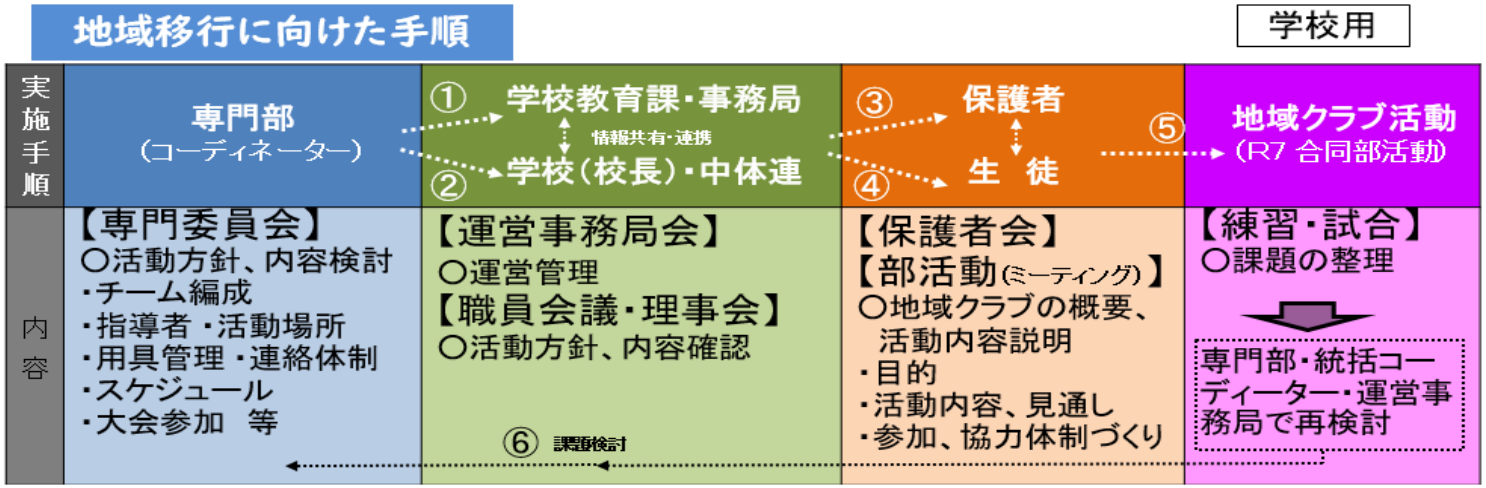


【実証事業　スポーツ食育講習会】

2.実証内容と成果

スポーツ庁

地域スポーツクラブ活動の実施に至るまでの合意形成プロセス



ステークホルダー

学校、スポーツ協会、競技団体、市長部局、市教育委員会、統括コーディネーター

経過及び実施内容

令和5年度より統括コーディネーターの配置するとともに、部活動改革協議会を設置した。新たな地域クラブ体制を令和７年までに構築する推進計画及び地域クラブの活動指針を策定した。令和６年度は、ソフトボール部を地域移行のモデルに設定し、取組を進めてきた。

実施にあたって生じた課題

ソフトボール部については、予定通り地域クラブへ移行することができた。年度当初は、上記のようなソフトボール部の取組をモデルに、他の部活動にも地域移行を広める予定であったが思うような展開ができなかった。

今後の展開

今後、その他の部活動は可能なものから地域移行を進める。地域移行が難しい部活動は、令和８年度に備え複数校による新しい（注１）合同部活動の活動体制づくりを奨励する。

新しい（注１）合同部活動

- 編成基準人数（野球・ソフト‥９人、バスケット‥５人 等）を満たしていても合同可能。
- 所属する学校に希望する部活動がない場合でも参加可能。
- 指導は専門性が高い教職員や外部の指導者を中心に行う。
- 指導者に交代制を設けたり、諸事情で指導が難しい教職員は他の者に指導を任せたりすることができる。

3.今後の方向性

スポーツ庁

地域連携・地域移行の推進に向けたロードマップ

令和４年度…小郡市部活動地域移行準備に係る打ち合わせ会
令和５年度…小郡市部活動改革協議会開設、アンケート調査実施
令和６年度…モデル的試行（ソフトボール）
令和７年度…ソフトボール地域クラブ開始、他競技への拡大
令和８年度…休日の部活動地域移行
※指導者：兼職兼業教職員または部活動指導員、外部指導者
※中体連大会：地域クラブ、合同チーム、学校単独チームいずれの形でも参加可能
※参加者：学校に希望する部活動がない場合でも、休日のみ地域クラブとして活動可能

令和７年度　地域移行を進めるとともに新しい合同部活動での活動を奨励する。

・活動‥休日は可能な限り複数校合同で活動。地域移行できる競技は、年度途中からでも地域クラブとして活動。
・中体連大会‥これまで通り学校部活動として参加。（地域移行したソフトボールを除く）
・活動場所‥学校施設等。（合同部活動実施校間で調整）
・移動手段‥自転車、保護者送迎、各自の判断。

地域クラブ移行スケジュール

		令和6年度		令和7年度				令和8年度
		4月～9月	10月～3月	4月～6月	7月～9月	10月～12月	1月～3月	4月～
学校部活動	平日	通常の部活動を実施（平日２日は休養日）						
	休日	通常の部活動を実施		新しい合同部活動制を展開				全部活動地域移行を開始
地域クラブ	休日	ソフトボール地域移行の検討	ソフトボール地域移行を開始	可能な部活動から地域移行を開始				